主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人春田昭の上告趣意第一は、判例違反をいうが、判例を具体的に指摘しておらず、同第二は、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四九年二月一四日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫